

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第6号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(子どもに係る助成の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 受給資格者が、<u>条例第6条の規定により医療機関等に受給資格証又は個人番号カード</u>を提示し、医療機関等が福祉医療費領収証明書(第6号様式)又は領収証明一覧表(第7号様式)を市長に提出したときは、前項の申請が受給資格者からあったものとみなす。</p> <p>3 受給資格者が、<u>条例第6条の規定により医療機関等において受給資格証又は個人番号カード</u>を提示して、現物給付の適用を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該医療機関等から提供される情報に基づき三重県国民健康保険団体連合会又は<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、第1項の申請が受給資格者からあった</p>	<p>(子どもに係る助成の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 受給資格者が、<u>条例第6条に規定する</u>医療機関等に受給資格証を提示し、医療機関等が福祉医療費領収証明書(第6号様式)又は領収証明一覧表(第7号様式)を市長に提出したときは、前項の申請が受給資格者からあったものとみなす。</p> <p>3 受給資格者が、<u>条例第6条の規定により医療機関等において受給資格証を提示して、現物給付の適用を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該医療機関等から提供される情報に基づき三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金</u>から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、第1項の申請が受給資格者からあったものとみなす。</p>

ものとみなす。

4 (略)

(助成決定)

第10条 (略)

2 市長は、前項の決定をしたとき(条例第6条の規定により医療機関等において受給資格証又は個人番号カードを提示して、受給資格者が現物給付の適用を受けたときを除く。)は、子ども医療費助成決定通知書(第8号様式)により受給資格者に通知するものとする。

4 (略)

(助成決定)

第10条 (略)

2 市長は、前項の決定をしたとき(医療機関等において受給資格証を提示して、受給資格者が現物給付の適用を受けたときを除く。)は、子ども医療費助成決定通知書(第8号様式)により受給資格者に通知するものとする。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第5条関係)

表面

<h3 style="margin: 0;">子ども医療費受給資格証</h3>				ヤマオリ	<h3 style="margin: 0;">現物給付 子ども医療費受給資格証</h3>							
受給資格証番号					公費負担者番号							
受 給 資 格 者	住 所				受給資格証番号							
	氏 名				有効期限							
	生年月日				対象医療機関							
加 入 医 療 保 険	被保険者氏名 <small>(世帯主・組合員)</small>								氏名			
	記号・番号											
	保険者の名称				生年月日							
有効期限					四 日 市 市 長							
四 日 市 市 長					四日市市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。 万が一使用した場合は、四日市市への返金が発生しますので、 証は速やかに返還してください。							

現物給付方式にかかる注意事項

- 1 対象の医療機関等で診療を受けるときは、必ずマイナンバーカードまたは資格確認書とともに医療機関等の窓口へ提示してください。ただし、マイナンバーカードで医療機関等が受給資格を確認できる場合は、この証の提示は不要です。
- 2 【国民健康保険または国民健康保険組合にご加入の方】入院等で高額な医療費が発生する場合は、限度額適用認定証またはマイナンバーカードで高額療養費の所得区分を提示した場合のみ現物給付方式で助成します。
- 3 この証またはマイナンバーカードを提示しなかった場合は、医療費を支払い、後日この証またはマイナンバーカードを医療機関等の窓口へ提示してください。その場合は、償還払い方式で助成します。
- 4 他の公費負担制度の証をお持ちの場合は、この証またはマイナンバーカードとともに必ず医療機関等の窓口へ提示してください。
- 5 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりませんので、医療機関等の窓口でお支払いください。
- 6 入院時の食事療養費標準負担額は、医療機関等の窓口でお支払いください。
- 7 次の場合、市に医療費を返還していただきます。
 - ・医療保険から高額療養費等が支給された場合
 - ・資格喪失後に、この受給資格証を使用した場合
- 8 転出等で資格を喪失したときは、速やかにこの証を返還し、使用しないでください。

【現物給付方式】医療費を窓口負担しないことで助成を受ける方式

【償還払い方式】医療費を窓口負担し口座振込で助成を受ける方式

注 意 事 項

- 1 この証は、四日市市子どもの医療費の助成に関する条例により助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 県内の医療機関等で診療等を受けるときは、必ずマイナンバーカードまたは資格確認書とともに医療機関等の窓口へ提示してください。ただし、マイナンバーカードで医療機関等が受給資格を確認できる場合は、この証の提示は不要です。
- 3 県外の医療機関等で診療等を受けたときは、領収書及びこの証を持参のうえ、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から2年以内に助成の申請をしてください。
- 4 住所、加入している医療保険等に変更があったときは、市役所に届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 6 転出、死亡等により受給資格を失ったとき又は有効期限を経過したときは、この証を返還してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年3月27日から施行する。ただし、第9条第3項（社会保険診療報酬支払基金を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改める部分に限る。）の改正は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式は、改正後の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。

(こども未来部こども手当・医療給付課)